

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (光ケーブル関係部門)

次のとおり公告します。

令和 4年 1月28日

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 服部 洋佑

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所の直轄管理区間（河川区域以外に設置した施設を含む。）及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等指示された場所において、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的としている。

(2) 基本協定期間

八代河川国道事務所が管理する直轄区間（河川区域以外に設置した施設を含む。）（以下、八代河川国道事務所直轄管理区間という。）。ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応援対策の要請をする場合がある。

(3) 基本協定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 基本協定締結業者の選定

本協定締結業者の選定は2社程度を予定しており、提出された技術資料及びそれらに関し確認が必要な場合においては、ヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

1) 提出する技術資料

- ① 災害を想定した簡易な施工計画
- ② 工事基地の位置
- ③ 光ケーブル敷設工事・移設工事の実績
- ④ 企業の実績（地域貢献等）
- ⑤ その他評価すべき事項
- ⑥ 配置可能技術者の資格等
- ⑦ 資機材等の調達

(5) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者の行った申請は、当該申請を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度の通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請の鏡の写しを添付すること。
なお、令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 平成18年度以降に下記の機関が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。
 - ・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）
 - ・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
 - ・地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であつて、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があつた場合、八代河川国道事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (9) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。

3 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課
担当 調査課長（内線351）及び電気通信担当（内線282）
電話 0965-32-7551（直通）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 公示日から令和4年2月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒866-0831 熊本県八代市萩原1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 3F 調査課内
- ③ 交付方法 : 手渡し、または、事務所ホームページにて交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 公示日から令和4年2月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CD-Rに保存し紙と併せて提出すること)により提出する。

4 その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 技術資料の作成要領、協定締結受託者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。